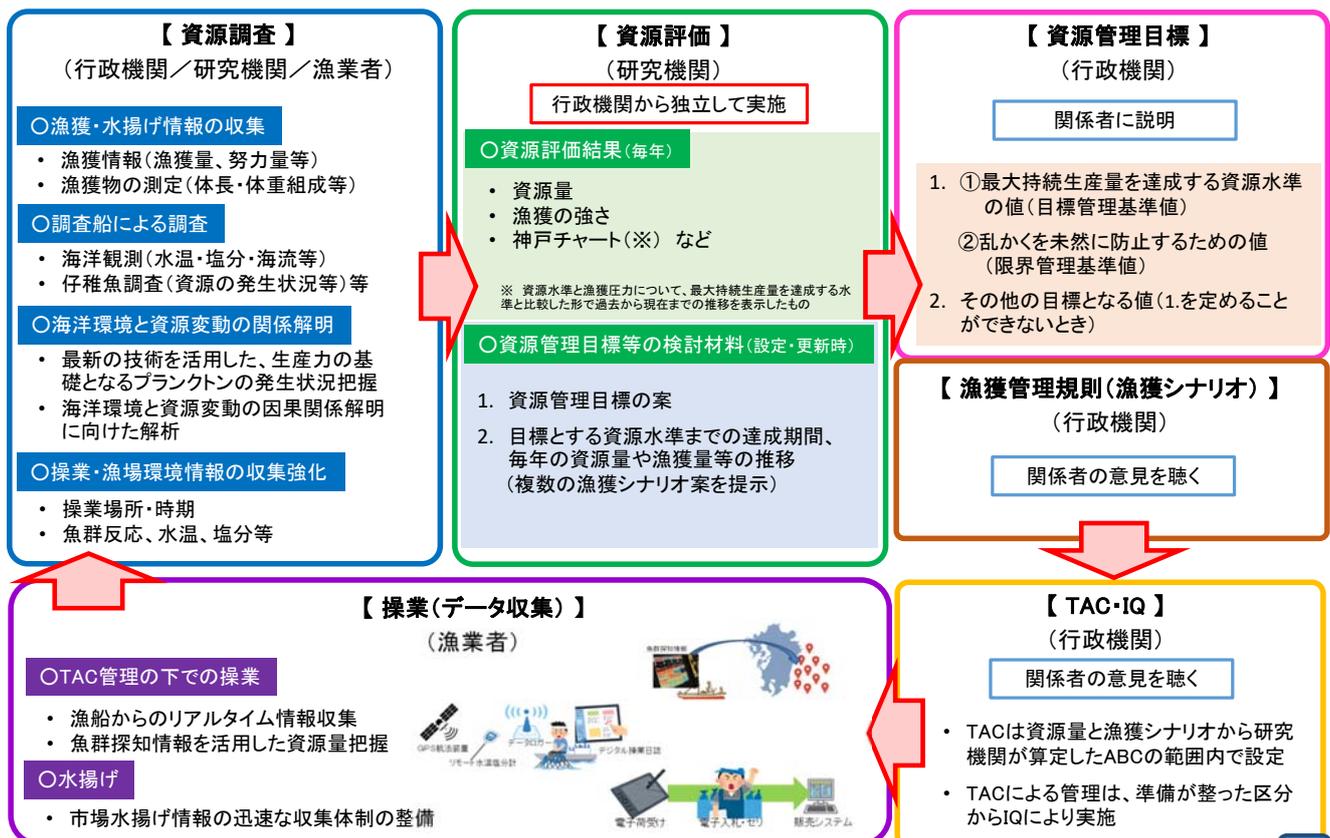


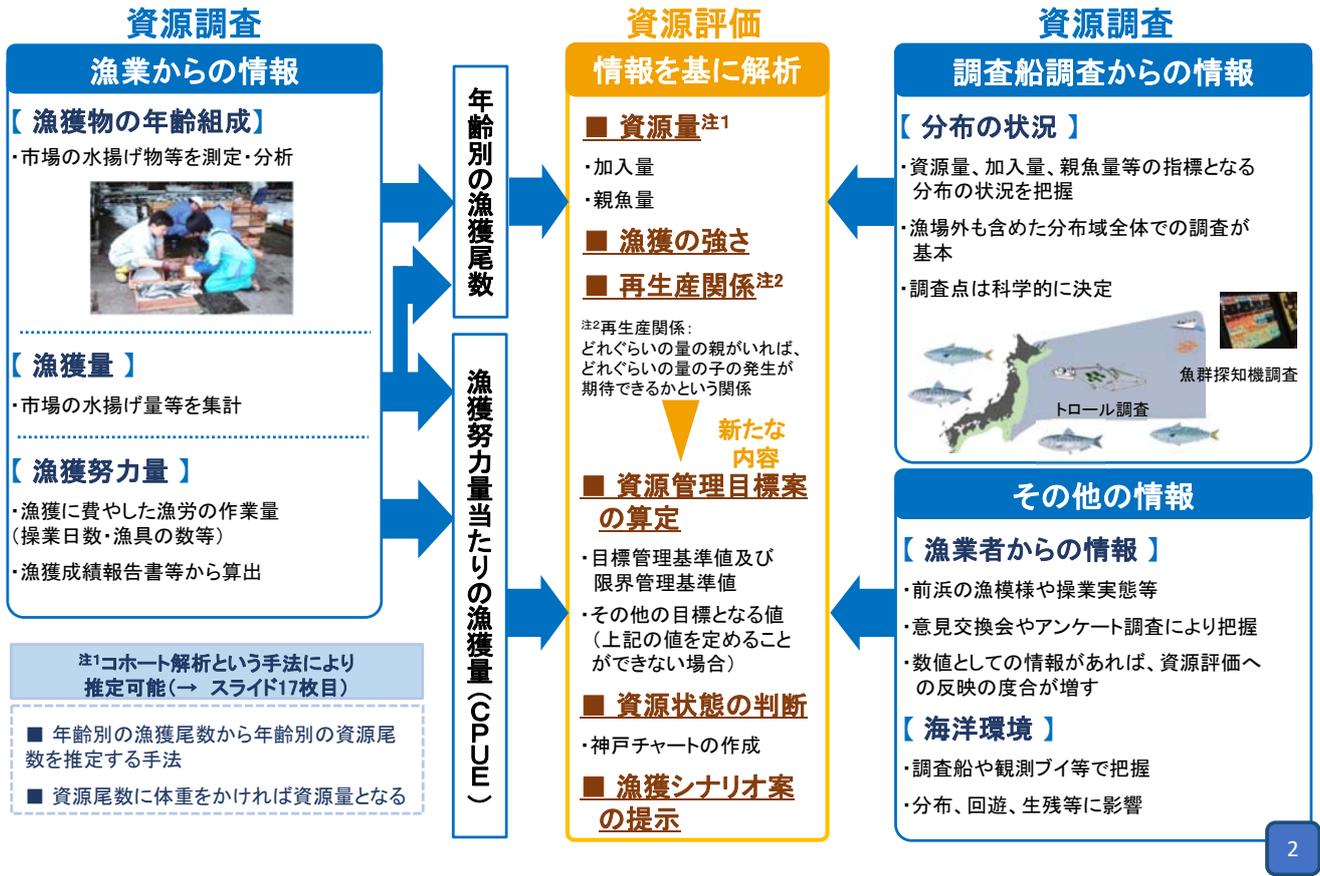
新たな資源管理について

令和2年8月
水産庁

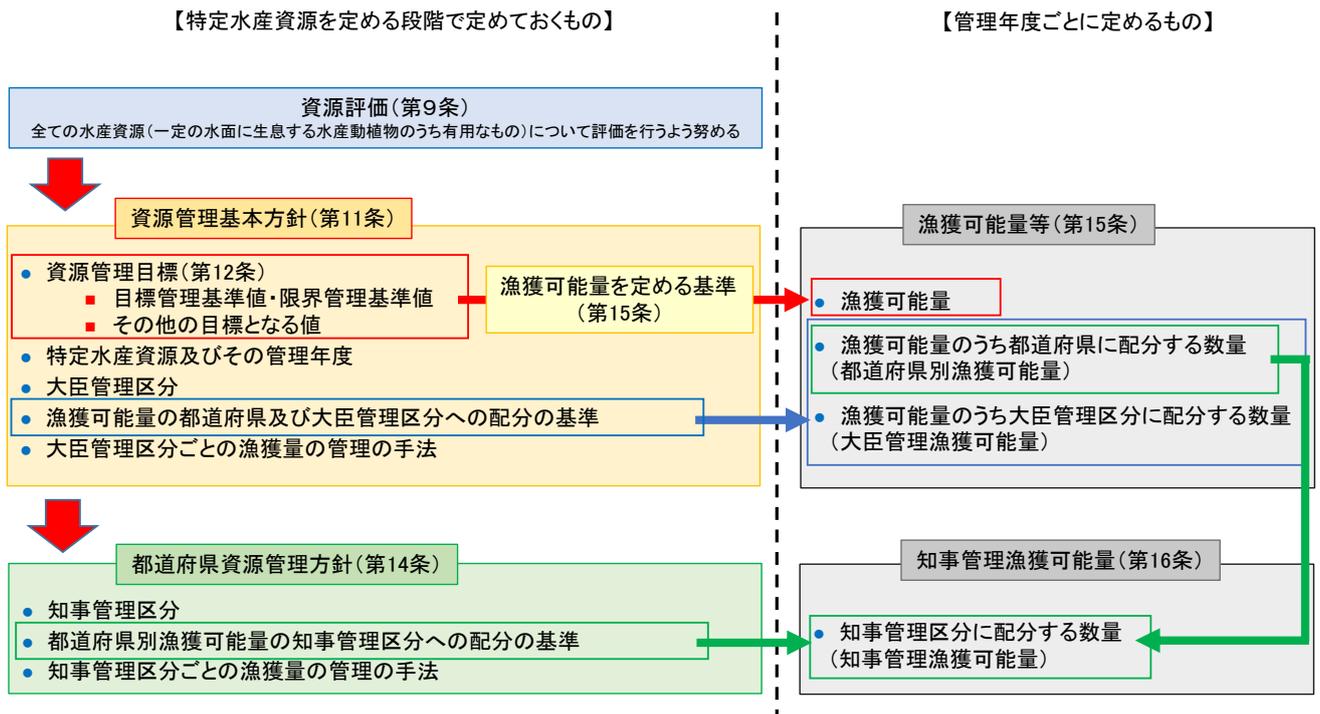
新たな資源管理のサイクル (特定水産資源の場合)



資源評価はどのように行うのか（資源量が推定できる場合の例）



改正漁業法における漁獲可能量管理の枠組み



経過措置（漁業法等改正法附則第28条）
漁業法改正法の施行日から1年以内は廃止前の資源管理法による管理を行うことができる。

資源管理目標の設定

- 現在は、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量(Blimit)への維持・回復を目指した管理を実施。
- 今後は、持続的な水産資源の利用を確保していくため、大臣の定める資源管理基本方針において、
 - ① 目標管理基準値: 最大持続生産量を達成する資源水準の値
 - ② 限界管理基準値: 乱かくを未然に防止するための資源水準の値(これを下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めることとする)
 を設定し、これらを基に管理を実施。
- 目標管理基準値と限界管理基準値を定めることができないときは、資源水準を推定した上で、維持・回復させるべき目標となる資源水準の値を設定。

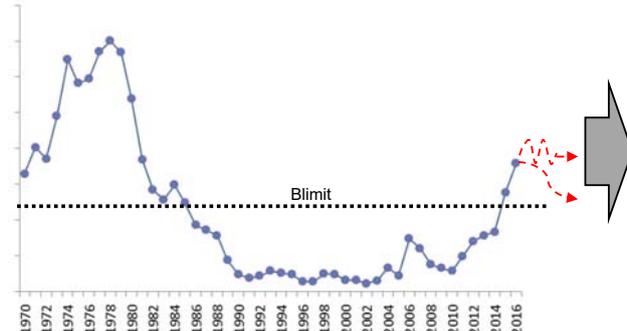
<最大持続生産量(MSY)>

現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量

(現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値)

親魚の量

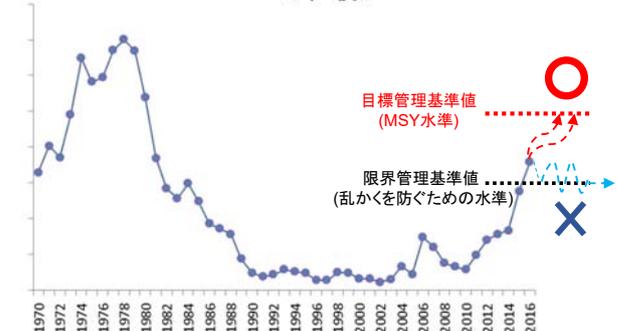
<現状>



- 基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。
- 一時的な水温上昇等の環境要因により資源量が危険水準まで低下するといった脆弱性を有していた。

親魚の量

<今後>



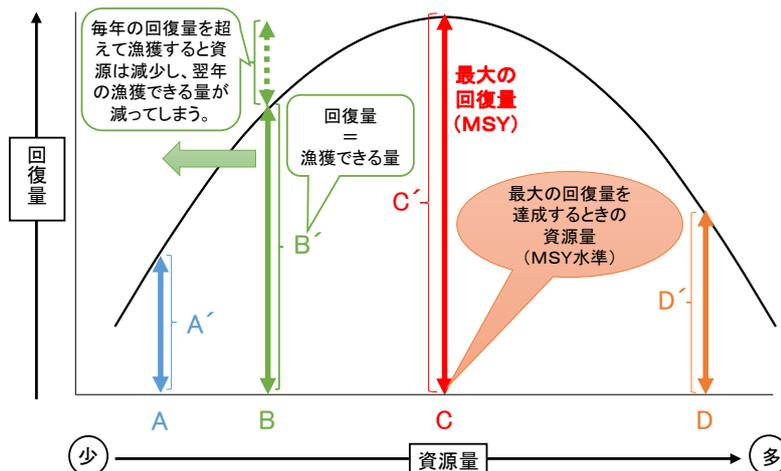
- 資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。
- これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の最大限の有効活用が促進。
- 長期的な漁獲量の予見可能性が高まり、漁業者の長期的経営計画の策定が可能となる。

4

最大持続生産量 (MSY : Maximum Sustainable Yield) について

- 水産資源は、漁獲により資源が減少しても自然の回復力が働いて増加する。その増加量(回復量)と同じ量だけ漁獲すれば、資源量は増えもせず減りもせず、その水準で維持される。
- 回復量は資源量の増大に伴い増えるが、資源量がある程度以上になると逆に減る(餌の競合等により成長や生存率が低下するため)。
- 回復量が最大になる資源量で、その回復量分を漁獲すれば、「最大の漁獲」が続けられる、というのがMSY理論。
- 現実には、仔稚魚の生存率や成長速度は海洋環境の変化に大きく影響を受けるため、MSYの正確な推定は困難であった。近年、新たな統計手法やコンピュータ技術の発展により、様々な影響を考慮した推定ができるようになり、欧米では実際の管理に適用し、大きな効果を発揮。

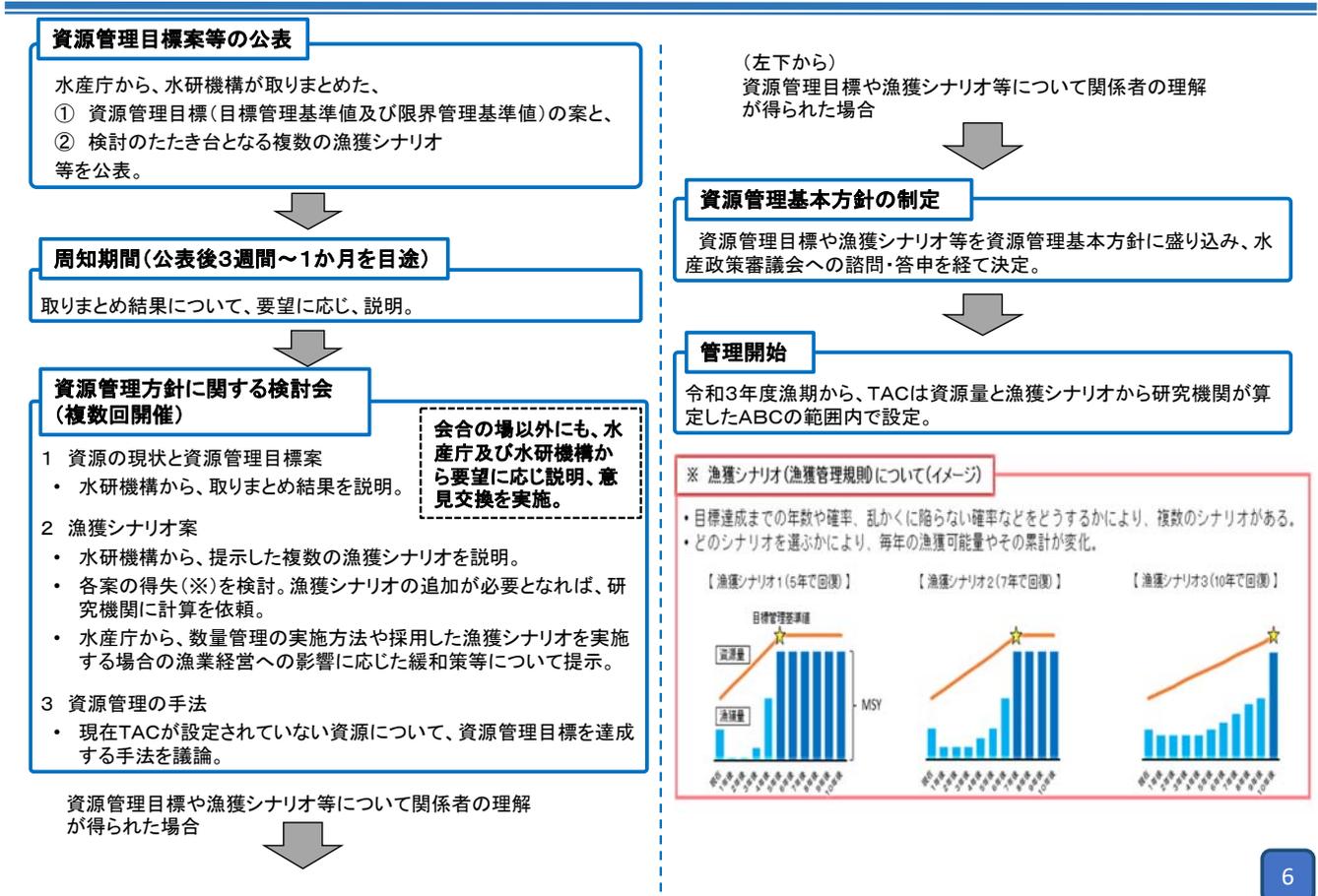
【資源量と回復量の関係】



- 資源量がBのときの回復量はB'。B'で漁獲を続ければ資源量はBで維持される。B'以上に漁獲すると資源量は減少し、例えばAまで減少すれば回復力はA'に。逆に資源量がある程度以上多くても回復量は少ない。(DとD')
- 資源量がCのとき、最も回復量が大きくなり、この量(C')をMSYという。

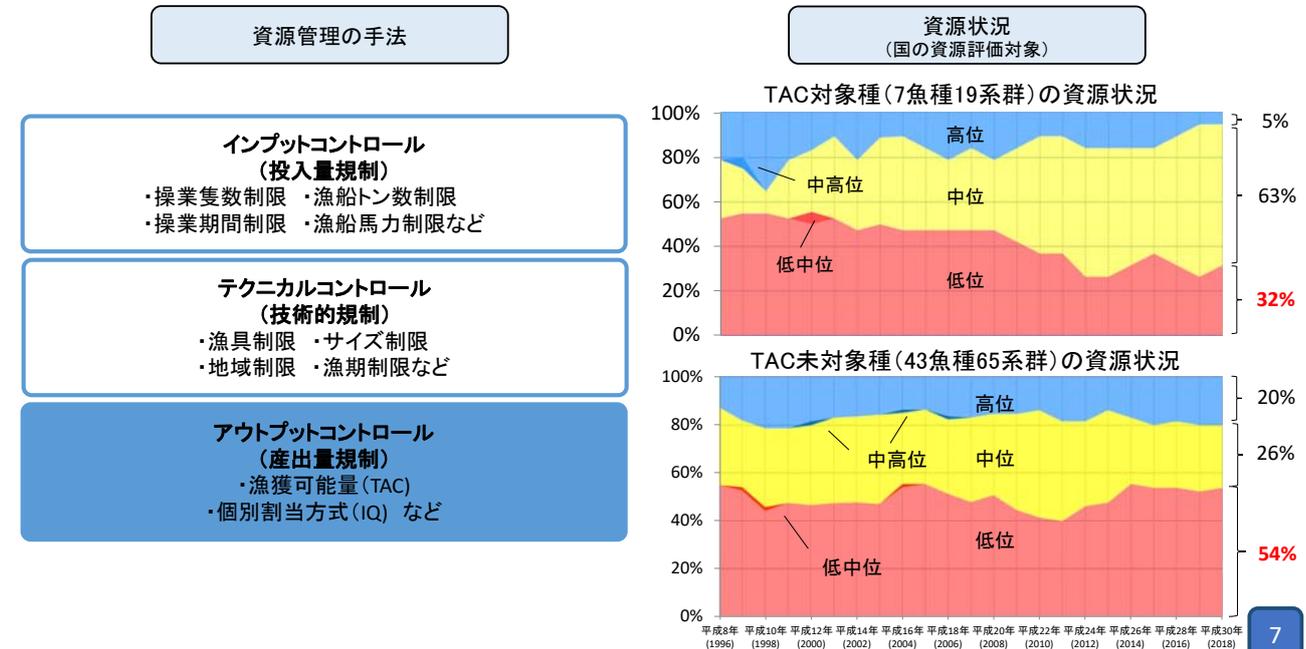
5

資源評価から資源管理までの流れ (現行TAC魚種)



TACによる管理

- 現在の日本の公的規制は、漁船の隻数やトン数の制限(インプットコントロール)と漁具等の制限(テクニカル・コントロール)が中心。一方、漁獲能力の向上により、これらを順守していても漁獲の強さが過剰になってしまうおそれ。
- 漁獲量を制限(アウトプット・コントロール)する漁獲可能量(TAC)制度の対象は現在8種にとどまる。一方、資源水準が低位にある種の割合は、TAC未対象種の54%に比べ対象種は32%と低い。
- 今後は、目標を達成していくための手法はTACによる管理を基本としつつ、漁業時期又は漁具の制限その他の手法による管理を合せて行う。TACの対象魚種は早期に漁獲量ベースで6割 → 8割を目指す。



TAC対象資源（特定水産資源）選定の考え方について

現状

TAC対象種は、以下の基準のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見が蓄積されているものの中から選定することとしている。

- ① 採捕量及び消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種
- ② 資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが必要な魚種
- ③ 我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている魚種



今後

資源管理目標が設定された資源については、原則TACの算定は可能であり現状の①から③に限定せずに設定していく。ただし、漁業の実態を踏まえた実行可能性も考慮されるべきであり、関係者との丁寧な意見交換も踏まえながら進めていく。

第8条 資源管理は、この章の規定により、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、次章から第五章までの規定により、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。

IQの導入

- TACの管理の手法の1つである漁獲割当て(IQ)方式は、あらかじめ個々の漁業者の漁獲可能な数量が明確になることから公平性が担保され、①無用な競争や海上でのトラブル回避、②効率的な操業や経営の安定など、多面的な効果があると見込まれる。
- 今後、操業の隻数が比較的少なく、水揚げ港も限定される等の管理のための条件が整っている大臣許可漁業から、当該管理区分の漁業者の意向を十分に踏まえつつ、順次導入。
- また、沿岸漁業については、多種多様な資源を来遊に応じて漁獲し、船舶の数も多いという特性があるため、漁獲量の速やかな把握が難しいという問題を解消しつつ、準備が整ったものから導入の可能性を検討。
- IQの移転は、船舶を譲渡する場合等であって、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限定。

TACを管理する手法

区分	内容
非漁獲割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
漁獲割当(IQ)方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性漁獲割当(ITQ)方式	IQを他の漁業者に、船舶の譲渡等にかかわらず自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

IQ導入の事例

日本海ベニズワイガニ漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。(注:漁業法に基づき導入)

採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせて管理することで、資源状態が改善し、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



今後の数量管理の流れ

- 漁獲量の管理手法は、管理区分ごとに農林水産大臣又は都道府県知事が水産政策審議会又は海区漁業調整委員会への諮問・答申を経て決定。
- 漁獲割当て(IQ)を行う準備が整っていない管理区分における漁獲量の管理は、漁獲量の合計又は漁獲努力量の合計により実施。



(参考1) 沿岸漁業におけるTAC管理の考え方

- TACの運用に際し、漁獲量が少なく資源に対する影響が少ない都道府県については、漁獲努力量を増加させないことを条件に「若干」配分又は数量を明示しないという運用で対応してきた(沿岸漁業の漁獲量に占めるTAC魚種の割合は約4割)。
- 新たな資源管理システムにおいても、沿岸漁業の漁獲の実態を踏まえ、実行上の柔軟性を確保していく。
- 一方、資源の実態を把握し、適切な管理を図る観点から、改正漁業法に基づき、特定水産資源(TAC魚種)をはじめ沿岸漁業で漁獲した水産物についても漁獲情報や資源管理の状況の報告を行うことが必要。

<都道府県配分の例(まさば及びごまさば平成30年漁期(最終))>

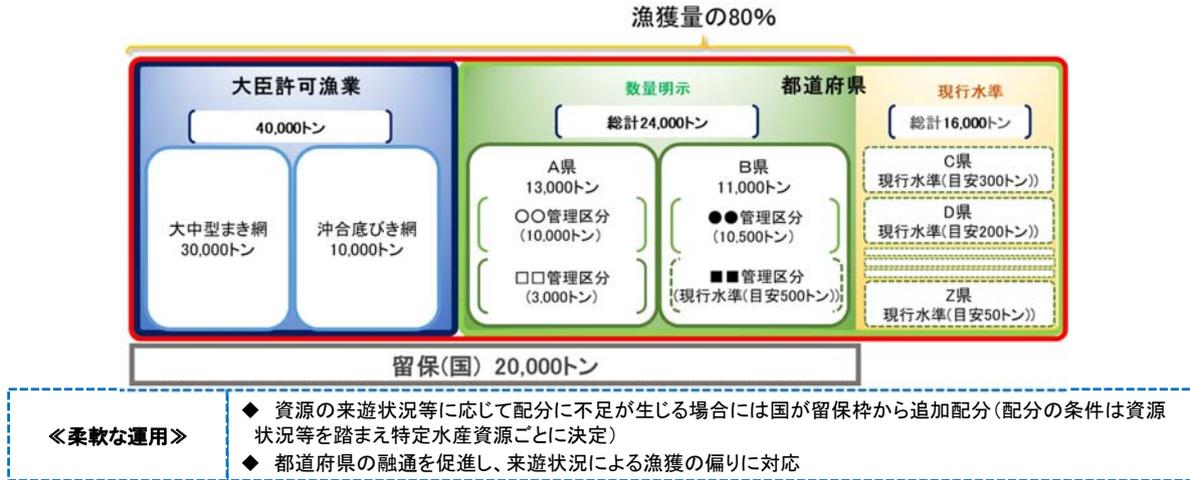
都道府県	数量	都道府県	数量	都道府県	数量
北海道	若干	石川県	若干	山口県	若干
青森県	若干	福井県	若干	徳島県	若干
岩手県	若干	静岡県	8,000	香川県	若干
宮城県	若干	愛知県	若干	愛媛県	若干
秋田県		三重県	53,500	高知県	若干
山形県		京都府	若干	福岡県	若干
福島県		大阪府		佐賀県	
茨城県	若干	兵庫県	若干	長崎県	34,000
千葉県	若干	和歌山県	6,000	熊本県	若干
東京都	12,000	鳥取県		大分県	若干
神奈川県	若干	島根県	24,500	宮崎県	37,500
新潟県	若干	岡山県		鹿児島県	18,000
富山県	若干	広島県		沖縄県	

- ◆ 以下に該当する場合、数量は「若干」と表示。
 - ① 平成26年から平成28年までの漁獲量の平均値が100トン以上あるものの、配分量が都道府県全体の平均値(5,681トン)に満たない場合
 - ② 配分量は都道府県全体の平均値以上であるものの、平成26年から平成28年までの漁獲量の過半が定置網によるものであった場合
- ◆ 平成26年から平成28年までの漁獲量の平均が100トン未満の都道府県の数量は表示なし。

(参考2) 沿岸漁業における今後のTAC管理の取扱い

- 漁獲量が少ない都道府県(全体漁獲量の概ね上位80%に含まれない都道府県)は、現行水準の漁獲量であれば、その資源に対する影響は少ないとして、
 - ① 配分数量を明示せず「現行水準」と表示し、目安として示された数量(以下「目安数量」という。)を隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じて管理する。(数量を明示することも可能。)
 - ② ①の漁獲努力量が守られている限りにおいては、目安数量を超えても採捕停止命令は発出しない。(目安数量を大幅に超えるような場合は指導を行う。)
- 数量が明示された都道府県については、上限を超えるおそれ大きい場合は、助言、指導、勧告により採捕を抑制し、上限を超えた場合等は採捕停止命令を発出する。ただし、資源の来遊状況等に応じて、留保枠からの追加配分や配分数量の融通による柔軟な運用を図ることにより数量超過のリスクを低減する。

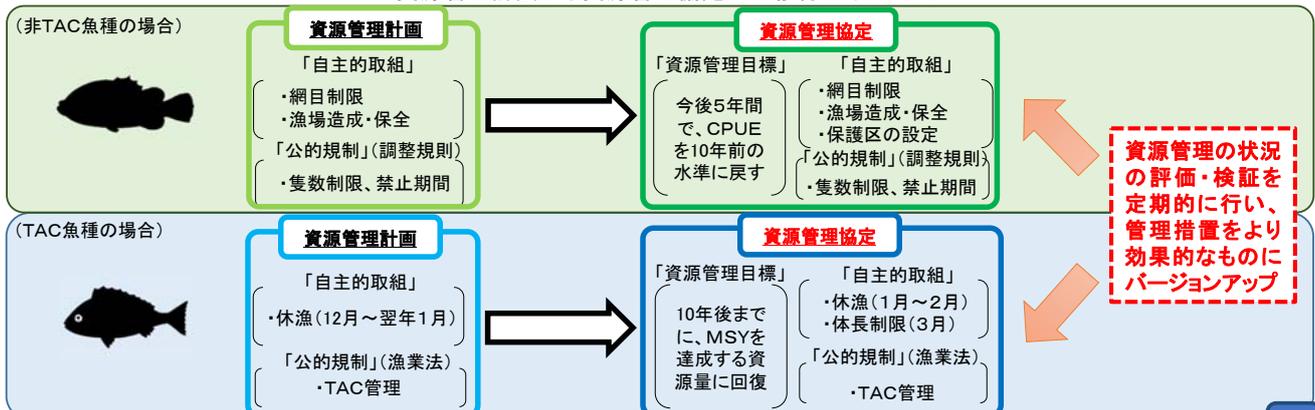
< TAC10万トン进行管理する際のイメージ >



資源管理協定の下での自主的資源管理の充実

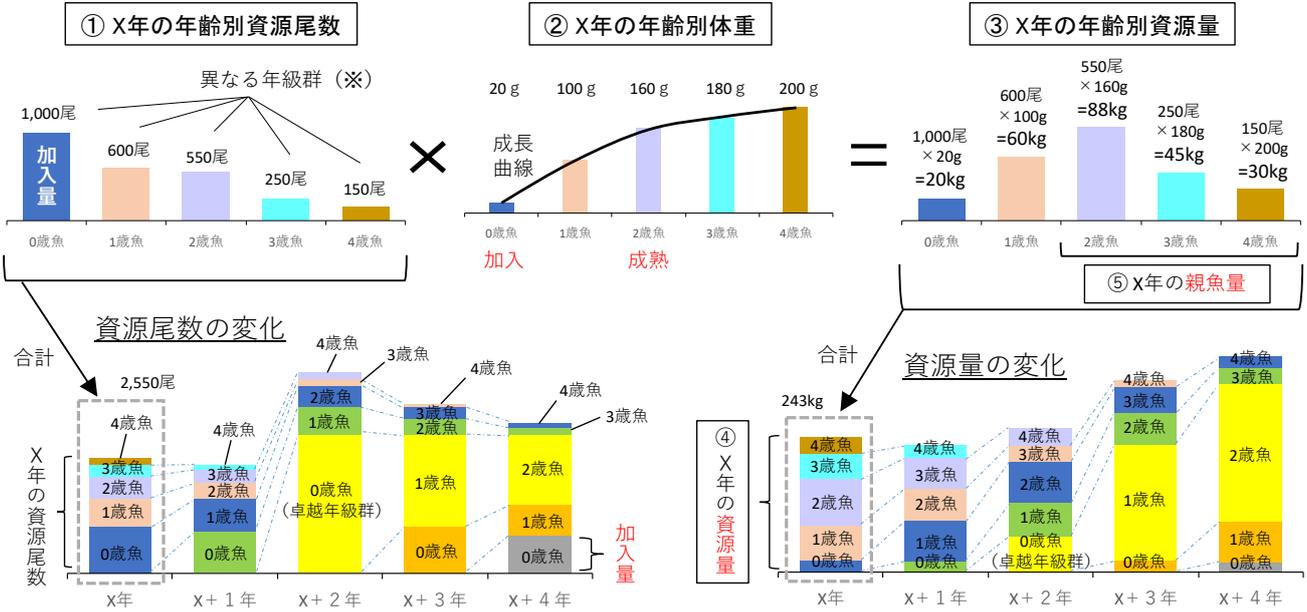
- 沿岸漁業の生産量は漸減傾向であり、かつ非TAC魚種の漁獲は量で約6割、生産額で約8割あるため、非TAC魚種に対する効果的な資源管理の導入は急務。
- このため、沿岸漁業で実践されている漁業者自身による自主的な資源管理(自主的資源管理)を引き続き行うこととするが、改正漁業法を踏まえ、以下の取組を行う必要がある。
 - ① 非TAC魚種についても、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め**利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定**する。
 - ② 資源管理目標の達成に向け、改正漁業法に基づく「資源管理協定」を策定し、**資源の保存及び管理に効果的な取組を実践する**(従来は「資源管理計画」(2,066計画(令和2年3月末現在))。)
 - ③ **資源管理の状況の評価・検証を定期的に行い**、これにより管理措置を**より効果的なものにバージョンアップ**していく。**検証結果は公表**し、透明性の確保を図る。

< 資源管理計画から資源管理協定への移行のイメージ >



(参考) 資源量・加入量・親魚量について

- 資源量: ある年における水産資源の漁獲対象となる総重量(トン数)。① 魚の年齢別の資源尾数に、② 年齢別の体重を乗じて、③ 年齢別の資源量を算出した後、④ それらを合計することで資源量を推定。
- 加入量: 毎年新たに漁獲対象に加わる(加入する)量で、通常は尾数で表記。
- 親魚量(⑤): 親の量で、成熟年齢を超えた魚(親魚)の年齢別資源量を合計することにより推定。



※同じ年に生まれた魚(年級群:コホート)を同じ色で示す。X年の0歳魚は、X+1年の1歳魚、X+2年の2歳魚等と同じ年級群である。

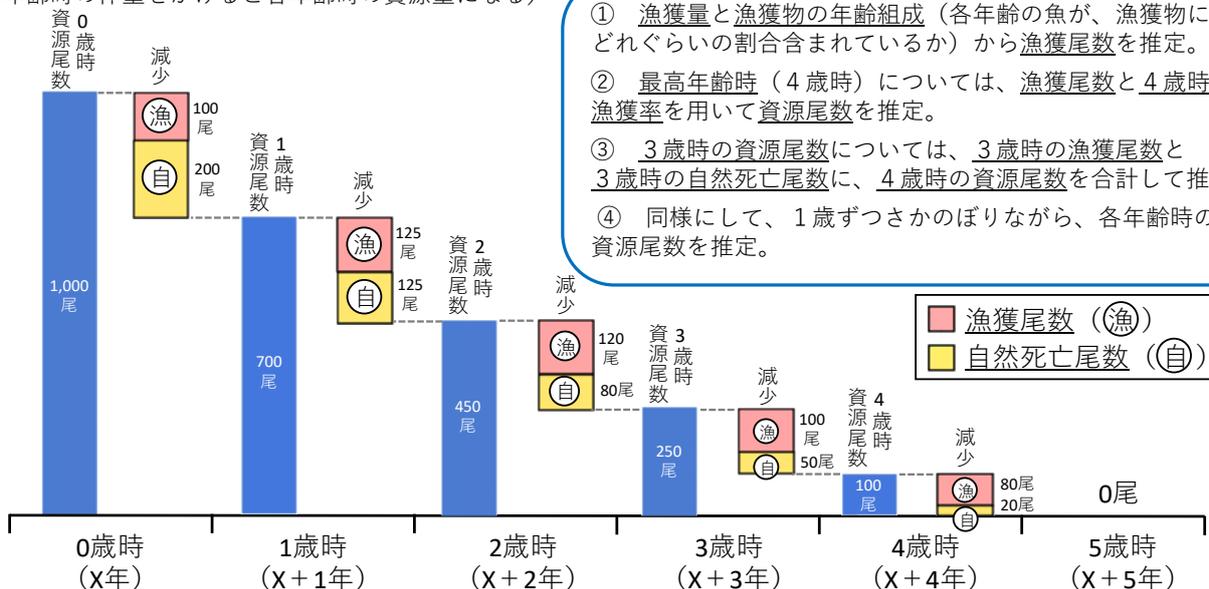
14

(参考) 資源尾数の求め方(コホート解析)について

- 水産資源は、餌不足や捕食等による死亡(自然死亡※)と漁獲による死亡により減少。
- ある年に生まれた魚(年級群:コホート)が、年ごとに自然死亡と漁獲死亡により減少していくという考え方に基づき、資源尾数を推定(この推定手法をコホート解析と呼ぶ)。

※ 漁獲対象に加わる前の自然死亡については、水温等の海洋環境の影響を強く受ける

寿命4歳の魚の各年齢時における資源尾数
(各年齢時の体重をかけると各年齢時の資源量になる)



15